

令和8年3月26日

菊池市長 江頭 実 様

菊池市一般廃棄物処理手数料等審議会

会長 野口 進也

し尿処理手数料の改定について（答申）

令和8年1月29日付け菊環第1709号で諮問のありました標記の件について、別紙のとおり答申します。

し尿処理手数料の改定について

(答申)

令和8年3月

菊池市一般廃棄物処理手数料等審議会

1.はじめに

令和8年1月29日、菊池市長から本審議会に対し、近年の運搬費、人件費等の上昇などの社会情勢の変化や公共下水道の普及により、年々、し尿収集量が減少している状況を鑑み、し尿収集の適正な実施を確保するため、し尿処理手数料の改定について諮問され、以下のとおり2回にわたり審議を進めてきた。

その結果、次のとおり結論を得たため、ここに答申する。

2.審議経過

区分	開催日及び会場	審議内容
第1回 令和8年1月29日	菊池市役所 203 会議室	・し尿処理手数料見直しの検討に至る経緯 ・し尿等の処理の概要 ・し尿等の搬入量及び処理経費の状況 ・現行のし尿等収集処理手数料 ・下水道料金等との比較 ・し尿等処理手数料の改定経過 ・他市の状況 ・し尿処理手数料の検討について ・し尿処理手数料の改定(案)について
第2回 令和8年2月18日	菊池市役所 301 会議室	・答申の骨子について ・答申書(案)について ・定期的な見直しについて

委員名簿

		氏名	所属・役職
1	会長	野口 進也	菊池市区長協議会 副会長
2	副会長	三牧 秀利	菊池市商工会 副会長
3	委員	山下 和貴	菊池市区長協議会 会長
4	委員	川口 君明	菊池市区長協議会 副会長
5	委員	廣田 英幸	菊池市区長協議会 副会長
6	委員	岩根 要	菊池市商工会 会員

3. 審議結果

審議の結果、現行のし尿処理手数料については、平成9年から改定されておらず、物価高騰やし尿収集量の減少なども含めた社会情勢の変化等を勘案し、し尿収集を今後も安定的かつ継続的に実施できる体制を維持するうえで、手数料を改定することが適当である。

なお、本審議会が適正とする、し尿処理手数料の額及び改定時期について次の意見を付帯する。

付帯意見

菊池市のし尿処理手数料は、消費税改正を除き、約30年間改定が行われていない。今後の手数料の改定についても物価高騰やし尿収集量の減少なども含めた社会情勢の変化等を勘案するとともに、し尿収集を安定的かつ継続的に実施できる体制を維持することが出来るように、適時、適切に見直しを図っていく必要がある。また、市民の負担の増加を最小限に抑え、し尿収集世帯に対して、丁寧な周知・説明を行っていくことが肝要である。

4. し尿処理手数料の額及び改定時期

(1) し尿処理手数料

10リットルあたり130円(税抜)

(2) 改定時期

議会議決後、半年間程度の周知期間を経た後に改定

5. おわりに

菊池市は、この答申内容を基にし尿処理手数料の見直しを行うとともに、し尿収集を今後も、安定的かつ継続的に実施できるように、施策の推進に努められたい。



菊環第 1709 号
令和8年1月29日

菊池市一般廃棄物処理手数料等審議会 会長 様

菊池市長 江頭 実



諮 問 書

菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例第 19 条第 4 項の規定により、下記の諮問事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

- (1) し尿処理手数料の改定の要否について
- (2) 改定が必要な場合、適正な処理手数料の額、改定時期について

2. 趣 旨

令和6年10月に熊本県環境整備事業協同組合及び菊池市し尿収集運搬許可業者の連名により、運搬費、人件費等の上昇など社会情勢の変化に伴って各種料金が値上げされている状況を踏まえ、し尿処理手数料の改定について要望がありました。

また、公共下水道等の普及により年々、し尿収集量が減少しており、本市は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、その経営に影響を与えると予想される時期において、代替業務の提供やし尿処理手数料の見直しなどの支援策を実施し、将来にわたり、し尿等の適正な処理を確保しなければなりません。

このような現状を踏まえ、し尿等の処理の適正な実施を確保するために、手数料の見直しを検討するものです。